店舗・事務所などの事業用契約、個人の場合、法人の場合

50万円(賃料等の合計)までの物件を、入居から退去まで保証

個

<賃借人 = 個人 >

(1) 必要書類

- ①ふじさん宅建保証利用申込書
- ② 身分証明書の写し・・・運転免許証・健康保険証など
- ③収入証明となる書類

開業の場合	自己資金を確認できる通帳コピーと表紙
開業以外の場合	財務内容が確認できる書類
(移転・拡張)	※確定申告書・決算書(貸借対照表・損益計算書)等

(2) ご契約者以外に連帯保証人が必要な場合

- 新規開業の為事務所・店舗を契約される場合
- 開業後2年未満の場合
- 賃料等の合計が 10 万円以上の場合
- 契約される方と入居される方が異なる場合 (入居される方は連帯保証人として登録が必要です)
- 審査の結果、弊社の基準に満たない方

(3) 緊急連絡先

ご契約者の別居の親族をご記入下さい。

(4) 保証利用料

合計月額賃料の67.5%(静岡宅建サポートセンターの株主様は保証料57.5%になります)

(5) 保証利用料お支払方法

振込払(弊社よりご契約予定者へコンビニ払込票を郵送させて頂きます)

(6) 加入推進手数料

月額賃料の5% (※共益費等は除く)

(7) ご契約時必要書類(弊社より審査結果ご報告の際にもご案内致します。)

- ① 保証委託契約書 及び 保証契約書 (保証会社控)
- ② 賃貸借契約書の写し(物件名、所在地、賃料等が確認できる部分と契約当事者の署名捺印部分が必要です)
- ③ ご契約者身分証明書の写し
- ④ その他 (ご契約形態に応じてご案内させて頂きます)

(8) 注意事項

- ① 申込書に未記入箇所がある場合、直接入居申込者へお電話にてその内容を確認致します。その際、入居申込者の勤 務先へお電話する場合がございます。
- ② 連帯保証人予定者にも入居申込者と同様の確認を行います。
- ③社会保険証をご提出頂くと原則としてご勤務先の在籍確認を省かせて頂きます。
- ※ご転勤などで勤務地が変わる場合は、在籍確認をさせて頂きます。



<賃借人 = 法人 連帯保証人 =代表者 >

(1) 必要書類

- ①ふじさん宅建保証利用申込書
- ② 法人登記簿謄本の写し
- ③ 収入証明となる書類

※審査時 要 代表者様の免許証の写し

※契約時 要 代表者様の印鑑証明書原本

開業の場合	自己資金を確認できる通帳コピーと表紙
開業以外の場合	財務内容が確認できる書類
(移転・拡張)	※確定申告書・決算書(貸借対照表・損益計算書)等

(2) 法人代表者様以外に連帯保証人が必要な場合

- 新規開業の為事務所・店舗を契約される場合
- 開業後2年未満の場合
- 賃料等の合計が 10 万円以上の場合
- 契約される方と入居される方が異なる場合 (入居される方は連帯保証人として登録が必要です)
- 審査の結果、弊社の基準に満たない方

(3) 緊急連絡先

連帯保証人(法人代表者様)の別居の親族をご記入下さい。

(4) 保証利用料

合計月額賃料の67.5%(静岡宅建サポートセンターの株主様は保証料57.5%になります)

(5) 保証利用料お支払方法

振込払(弊社よりご契約予定者へコンビニ払込票を郵送させて頂きます)

(6)加入推進手数料

月額賃料の5%(※共益費等は除く)

(7) ご契約時必要書類(弊社より審査結果ご報告の際にもご案内致します。)

- ① 保証委託契約書 及び 保証契約書 (保証会社控)
- ② 賃貸借契約書の写し(物件名、所在地、賃料等が確認できる部分と契約当事者の署名捺印部分が必要です)
- ③ 法人登記簿謄本の写し
- ④ 連帯保証人印鑑証明書の写し
- ⑤ その他 (ご契約形態に応じてご案内させて頂きます)

(8) 注意事項

- ①法人登記されていない場合(開業など)は、個人契約でお申込をお願いします。
- ②申込書に未記入箇所がある場合、直接お客様へお電話にてその内容を確認致します。
- ③連帯保証人予定者にもお客様と同様の確認を行います。
- ④ 社会保険証をご提出頂くと原則としてご勤務先の在籍確認を省かせて頂きます。